

## 三重とこわか国体・三重とこわか大会 伊勢市実行委員会会則

### (名 称)

第1条 この会は、三重とこわか国体・三重とこわか大会伊勢市実行委員会（以下「本会」という。）と称する。

### (目 的)

第2条 本会は、三重とこわか国体（第76回国民体育大会）及び三重とこわか大会（第21回全国障害者スポーツ大会）において、伊勢市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に必要な事務及び事業を行うことを目的とする。

### (事 業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 競技会の開催、運営に必要な方針及び計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催、運営に係る準備に関すること。
- (3) 競技会の開催、運営に必要な施設及び設備に関すること。
- (4) 競技会の開催、運営のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、競技会を開催するために必要な事務及び事業に関すること。

### (組 織)

第4条 本会に、会長及び委員を置き、委員は次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 伊勢市を代表する者
- (2) 伊勢市議会を代表する者
- (3) 関係競技団体、関係団体及び関係機関を代表する者
- (4) 前各号に掲げる者のほか、会長が必要と認める者

### (役 員)

第5条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
- (2) 副会長 10名以内
- (3) 常任委員 30名以上50名以内
- (4) 監 事 2名

(役員を選任)

第6条 会長は、伊勢市長をもって充てる。

- 2 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 3 常任委員は、総会の同意を得て、委員のうちから会長が委嘱する。
- 4 監事は、委員以外から会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した副会長が、その職務を代理する。
- 3 常任委員は、常任委員会を構成する。
- 4 監事は、本会の会計を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから本会の目的が達成され解散するときまでとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、委員等が就任時におけるそれぞれの所属する団体又は機関等の役職を離れた場合は、委員等は辞任したものとみなす。
- 3 前項の規定により委員等が欠けたときは、前任者の所属する機関又は団体等において、後任者が前任者の残任期間を引き継ぐものとする。
- 4 会長は、委員に特別な事情が生じたときはその職を解き、必要に応じて補充することができる。
- 5 会長は、前3項の規定により、委員等の変更があった場合は、次の総会において報告する。
- 6 委員等は、無報酬とする。

(顧問及び参与)

第9条 本会に顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、重要な事項について、会長の求めに応じ助言する。
- 4 参与は、重要な事項について参与する。
- 5 前条の規定は、顧問及び参与について準用する。

(会議の種類)

第10条 本会に次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員等をもって構成する。

2 総会は、必要に応じて会長が招集する。

3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれに当たる。

4 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

(1) 競技会の開催に必要な方針及び計画の策定に関すること。

(2) 本会の会則の制定及び改廃に関すること。

(3) 本会の事業計画及び事業報告に関すること。

(4) 本会の予算及び決算に関すること。

(5) 常任委員会に委任する事項に関すること。

(6) 前各号に掲げるもののほか、重要な事項に関すること。

5 総会の議事は、出席した委員の過半数の同意を持って決し、可否同数の場合は、議長の決するところによる。ただし、会長または代理人に議決を委任した委員は出席したものとみなす。

(常任委員会)

第12条 常任委員会は、本会の会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

2 常任委員会の委員長は、会長をもって充てる。

3 副委員長は、副会長のうちから会長が指名する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

5 常任委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

6 常任委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれに当たる。

7 常任委員会は、次の事項について審議し、決定する。

(1) 総会から委任された事項に関すること。

(2) 総会を招集する時間的余裕がない緊急な事項に関すること。

(3) 専門委員会の設置及び専門委員会への付託に関すること。

(4) 前各号に掲げるもののほか、重要な事項に関すること。

8 常任委員会は、前項第3号の規定による付託事項のうち、必要と認める事項については、専門委員会に委任することができる。

9 常任委員会は、第7項の規定により審議決定した事項及び次条第3項の規定により専門委員会から報告があった事項を、必要に応じて次の総会に報告するものとする。

10 前条第5項の規定は、常任委員会について準用する。

(専門委員会)

第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。

2 専門委員会は、常任委員会から付託された専門的事項について調査審議し、その結果を常任委員会に報告しなければならない。

- 3 専門委員会は、常任委員会から委任された事項について審議決定し、その結果を必要に応じて常任委員会へ報告する。
- 4 第8条の規定は、専門委員の任期等について準用する。
- 5 前各号に掲げるもののほか専門委員会に関して必要な事項は、常任委員会に諮って会長が定める。

(会長の専決処分)

- 第14条 会長は、総会及び常任委員会（以下、「総会等」という。）を招集する時間的余裕がないことが明らかであるとき、又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。
- 2 会長は、前項の規定により専決処分したときは、これを次の総会において報告し、承認を得なければならない。

(事務局)

- 第15条 本会の事務を処理するため、伊勢市国体推進局内に事務局を置く。
- 2 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

- 第16条 本会の運営に要する経費は、負担金その他の収入をもって充てる。

(事業計画及び予算)

- 第17条 本会の事業計画及び予算については、総会の承認を得なければならない。

(事業報告及び決算)

- 第18条 本会の事業報告及び決算については、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

- 第19条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 2 本会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定めるもののほか、伊勢市会計規則（平成17年伊勢市規則第42号）に準ずる。

(解散)

- 第20条 本会は、その目的が達成されたときに解散する。

(残余財産の帰属)

第21条 本会が解散した場合において、その残余財産が生じた場合は、伊勢市に帰属するものとする。

(補 足)

第22条 この会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

- 1 この会則は、平成30年3月29日から施行する。
- 2 第19条第1項の規定にかかわらず、本会の解散の日が属する会計年度は4月1日から解散の日までとする。

附 則

- 1 この会則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この会則は、平成31年4月25日から施行する。
- 2 この会則の施行の際、現に三重とこわか国体・三重とこわか大会伊勢市準備委員会の委員、役員である者は、それぞれ三重とこわか国体・三重とこわか大会伊勢市実行委員会の委員、役員に委嘱されたものとみなす。
- 3 この会則の施行の際、現に制定されている三重とこわか国体・三重とこわか大会伊勢市準備委員会の関係規定及び開催方針、各種計画等中、伊勢市準備委員会とあるものは、伊勢市実行委員会と読み替える。